

農用地総合整備事業

政策的課題

農業の生産性向上と農業構造の改善
→ 担い手の育成確保や農地の利用集積の促進が課題

●食料・農業・農村基本計画
農業の構造改革の加速化に資する基盤整備の推進

事業概要

事業目的：農業生産基盤の整備を急速に図ることが必要かつ効果的と認められる農業地域内において、農業の生産性の向上と農業構造の改善を図る

事業内容：農用地及び基幹的農道等の整備を一体的・総合的に実施
・農用地整備（区画整理、暗渠排水、客土等）
・農業用道路、農業用排水施設等

実施年度：平成2年度～

事業量：20区域（うちH18年度までに13区域完了）

①農用地整備3,471ha ②農業用道路整備315km
《次期中期目標期間内に完了》

事業効果

- 農用地の整備と一体的に行う集団化等による農業構造の改善
- 農業用道路の整備による通作や農産物の流通の効率化
- 農用地及び農業用道路の整備を一体的に行うことによる高生産性農業の確立と地域の振興

[農用地の整備]

- 地域の担い手の育成、担い手農家の規模拡大
- ブランド作物の生産法人設立等、消費者ニーズに応じた展開

[農業用道路の整備]

- 大量輸送によるコスト削減
- 都市農村の交流促進による地域の活性化

水田整備による規模拡大



農業用道路の整備



農用地と土地改良施設(農道等)の整備を一体的に短期集中的に実施

海外農業開発事業

政策的課題

ODA大綱

地球規模問題への取組み、平和構築など

食料・農業・農村基本計画

開発途上地域の農業・農村の振興に関する技術協力など

- 砂漠化・土壌侵食等、地球的規模の環境問題に取り組む調査
- 復興支援のための現地の実情に即した適切な技術と参加型手法が一体となった調査

事業概要

事業目的: 砂漠化防止などの地球環境問題や復興支援に貢献するため、国内の業務で蓄積した技術、ノウハウ及び関連する幅広い人材を効率的に活用して、開発途上国の持続的な農業農村開発に資する技術・手法の開発や普及を実施

事業内容: ・農林水産省の補助により、砂漠化防止、復興支援に資する実証調査等を実施
 ・国際協力機構(JICA)等からの委託を受け、開発途上国における農業開発に関する調査や研修等を実施

平成18年度

- 農水省補助事業
 - ・砂漠化防止(エチオピア)
 - ・土壌侵食防止(パラグアイ)
 - ・復興支援(アフガニスタン)
- JICA等からの受託
 - ・砂漠化防止のための村落開発調査(マリ)
 - ・農業農村開発研修

()は主な調査実施国

事業効果

- 機構が開発した技術等の成果
 - ・ マリでの砂漠化防止の取組みが国連の砂漠化防止条約締結国会議で優良事例の一つに選定
 - ・ 「農地・土壌侵食防止対策技術指針」が、ボリビア国農牧省の正式マニュアルとして採用
- 機構が開発した技術等の普及・展開
 - ・ インドネシアの住民参加による農業農村開発手法が世界銀行、FAOの事業で導入
 - ・ 「サヘル地域砂漠化防止対策技術集」が基礎的な技術マニュアルとして国内外で広く普及

サヘル地域砂漠化防止対策で開発した技術・手法の例

水資源利用(涸川氾濫原の利用)



農地保全(半月堤)



計画策定(地域計画)



農業(野菜栽培:輪作体系)



牧畜(収穫残渣、糞尿利用)

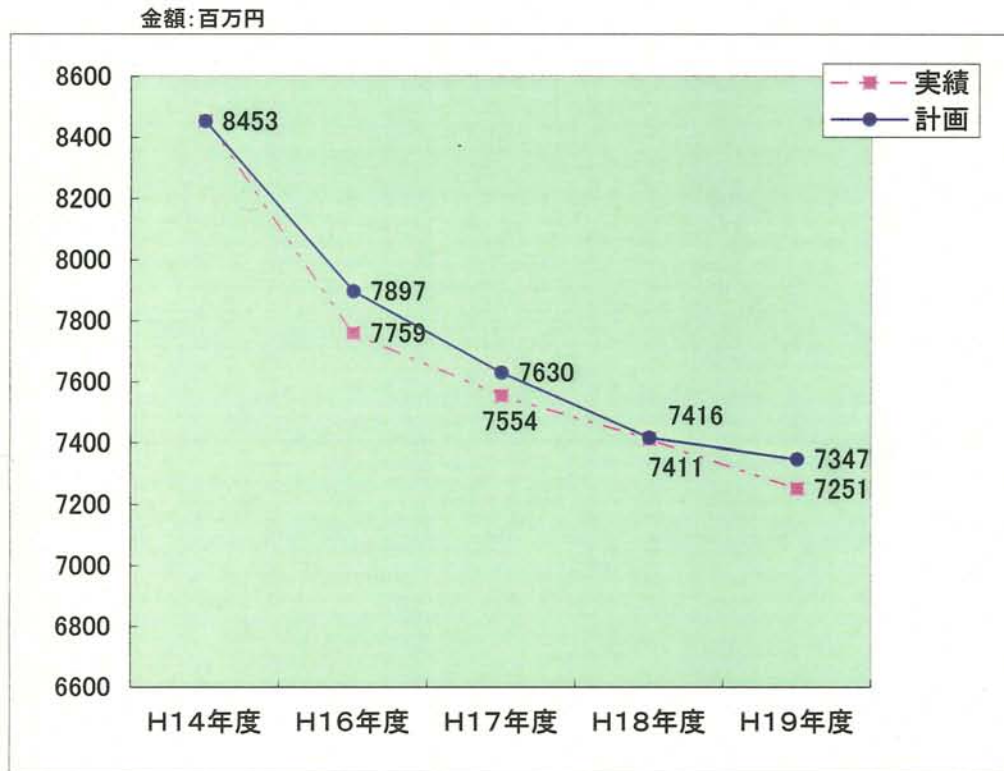


住民参加(井戸掘削)

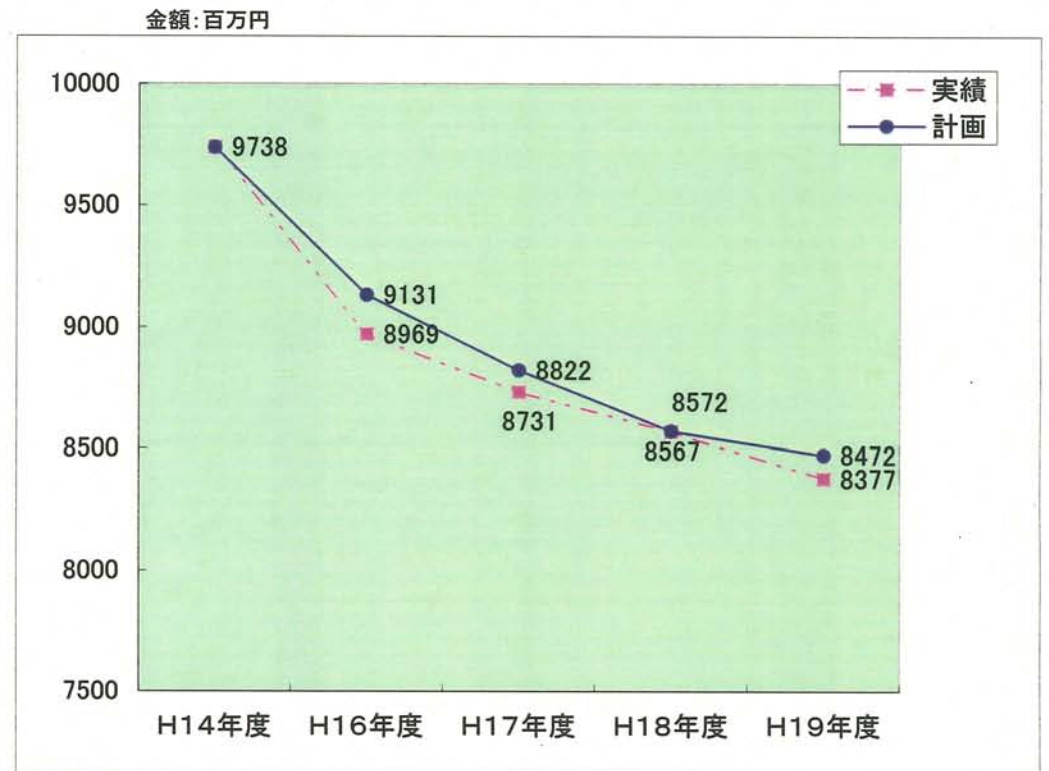


(独)緑資源機構の業務実績の概要

1. 人件費の推移



2. 一般管理費の推移



○「行政改革の重要方針」に基づく人件費の削減
 平成18年度以降2年間に2%以上を目安として削減。
 ※削減対象人件費→退職金、福利厚生費等を除く。

- ・平成17年度実績額(基準額) 6,465百万円
- ・平成18年度実績額(見込額) 6,321百万円(Δ2.2%)
- ・平成19年度予算額(見込額) 6,176百万円(Δ4.5%)

注: H18年度は実績見込み、H19年度は予算額である。

緑資源機構をめぐる談合疑惑について

経緯

○H18. 10. 31 公取委が緑資源機構及び受注法人に立入検査を実施

○H19. 4. 2 公取委が行政調査から犯則調査に切り替えるとの報道

○H19. 4. 19 公取委が機構及び公益法人等に対し強制調査に乗り出す方針を固めたとの報道

○H19. 5. 24 公取委が受注4社を告発、東京地検特捜部が独禁法違反容疑で緑資源機構理事ら6人を逮捕との報道



対応

○H19. 1. 18 機構、「入札制度等改革委員会」の設置を公表

○H19. 3. 27 「第3回入札制度等改革委員会」の「中間取りまとめ」において、測量・建設コンサル等は、H19より原則一般入札により実施する旨を決定

○H19. 4. 26 農水大臣、受注法人への再就職の自粛及び測量・建設コンサル等についてすべて一般競争入札に切り替えについて指示

○H19. 4. 27 農水大臣、抜本的な再発防止策を検討するために農林水産省に第三者委員会を設置することを公表

○H19. 5. 11 農水省、「緑資源機構談合等の再発防止のための第三者委員会」構成等公表

○H19. 5. 18 農水省「第三者委員会」第1回開催

○H19. 5. 24 農水大臣、機構理事長に対し、原因の徹底的な解明と具体的な対策について、外部の有識者による早急な検討を指示

農林水産大臣談話

平成19年5月24日

本日、独立行政法人緑資源機構が発注している緑資源幹線林道の測量・建設コンサルタント業務に関し、独占禁止法違反の容疑で、受注の4法人が告発されました。

また、農林水産省所管の独立行政法人緑資源機構の理事及び課長並びに受注法人の関係者4名、計6名が逮捕されました。この中には林野庁職員OB1名が含まれております。

今回の事案は、公共工事の入札に絡む談合事案であるということだけでなく、発注者側がこれに深く関与していた、いわゆる官製談合であり、あってはならないことであって、遺憾の極みと考えております。こうした事態に至り、ここに国民の信頼を著しく裏切ることとなったことに関して、所管省である農林水産省として、誠に慚愧に堪えない次第であります。

農林水産省としては、先日設置した「緑資源機構談合等の再発防止のための第三者委員会」において抜本的な再発防止策を検討していただくこととしております。併せて、林野庁及び緑資源機構からの受注法人への再就職の自粛、林野庁及び緑資源機構からの発注事業の一般競争入札への切り替えを進めていくこととしており、一刻も早く国民に対する信頼の回復を図って参りたいと考えております。

また、緑資源機構の理事長に対しては、私から厳しく注意するとともに、この事態を厳粛に受け止めた上で、本件の原因の徹底的な解明とその原因を根絶するための具体的な対策について、外部の有識者により早急に検討することを指示いたしました。

さらに、本件談合に関与した事業者に対しては、入札資格の停止といった緊急に必要な対応を実施するとともに、所管公益法人には再発防止に向けた厳正な対応を求めていくこととしております。

また、私自身としても、林野庁職員OBが逮捕された本件の事態を厳しく受け止め、閣僚としての給与月額の3ヶ月分を自主的に返納することといたしました。また、これに併せて、山本、国井両副大臣、福井、永岡両政務官、さらには事務次官及び林野庁長官も各々自主的に給与の一部分を返納することといたしました。